

会 議 記 録

次の審議会（協議会）を下記のとおり開催したので報告します。

審議会等名称	令和 8 年度 第 1 回 近江八幡市人権擁護審議会		
開催日時	令和 8 年 8 月 5 日（水） 13：30 ～ 14：50		
開催場所	近江八幡市役所 3 階 特別会議室 2		
出席者 ※◎会長 ○副会長	◎内田委員、○安田委員、新田委員、會田委員、周防委員、北本委員 事務局：眞野、日高、中川		
問い合わせ先	所属名：市民部 人権・市民生活課 電話番号：0748-36-5881 メールアドレス： 011402@city.omihachiman.lg.jp		
会議記録	発言記録 ・ 要約	要約した理由	長時間の会議であり、会議内容を明確に伝えるため、内容の整理をした。
内容	別紙のとおり		

担当課⇒総務課

第 1 回 近江八幡市人権擁護審議会 議事録(要約)

日 時 2026 年 8 月 5 日(水) 13:30~14:50

場 所 近江八幡市役所 3階 特別会議室2

出席者 内田会長、安田副会長(途中出席)、新田委員、會田委員、周防委員、北本委員
(事務局)眞野、日高、中川

1.2. 開会および会長挨拶

(会長挨拶)

暑い中、ご参集いただきありがとうございます。

先週、熊本でまた地震があり、熊本の方は人生の中で震度 7 を 3 回経験することとなった。東日本で災害の研究をしてきたが、近年は各地の人権の審議会で被災者の人権について審議されることも増えてきた。災害時に人権侵害が非常に起こりやすいので、対応できるように対策などは立てられているが、いざというときに行政ができることは限られていて、自助や共助、特に共助が不可欠となる。お互いが顔の見える関係の中で地域社会に暮らしていれば、何か問題が起こったときに助け合おうとなるが、そうした関係が近年薄れているのは間違いなく、顔の見えるご近所関係があるところは復興も早いし、被害も抑えられるところがある。社会全体がそういう状況ではないが、普段から顔の見える関係性を作っておくことが重要であるし、平時から人権が尊重される社会、地域を作っておくことが、いざというときに人の命を守るということには繋がっていくと思うので、そういう意味でもしっかりと人権が尊重される近江八幡市、社会を作っておくこと、災害が起こって欲しくはないが、日本に居ればどこで起こるかわからないので、その時のためにもしっかりとご意見をいただいて、良い計画を今後作っていければと思っているので、よろしくお願いいたします。

3. 協議事項

(1) 2026(令和8)年度人権に関する施策の基本計画進捗状況調査について 資料1~資料2

事務局資料に基づき説明

<質疑・応答>

会 長:インターネットにおける人権施策の評価が前年比で下がっている。これは情報政策課による「インターネットの講座」が予算等の兼ね合いで実施できなかったことが影響しているのか。

事 務 局:昨年度は庁舎移転という非常に大きな業務があり、情報端末等の移行作業は情報政策課が全てを担っていたため、事業が実施できなかったと推測されるが、詳細については改めて確認する。

会 長:インターネット上の課題は非常に重要であり、生成 AI 等の普及に伴い、正しい使い方をすれば良いが、人を騙したりデマを流したりする悪い使い方もある。市ができることには限りはあるが、市民が安心して活用できるよう、行政として手助けをしていく必要があり、啓発活動にはぜひ力を入れていただきたい。

評価が C となっている「企業・事業者へのアプローチ」については、ビジネスと人権という視点は非常に重要であり、行動計画の改定版なども出ている。テクノロジーと人権、環境と人権といった新たな課題への対応ニーズも高いはずであり、市民向けのインターネット啓発と併せて、事業者向けにも生成 AI の利用リスク等に関する働きかけを直接行うなど、説得力を持ったアプローチを検

討していただきたい。

評価が下がっているのが外国人の人権で、非常に排外主義的な意識が、特に選挙のたびに出てくるような状況であり、全ての分野に力を入れる必要があるが、課題が大きいという意味では、重点的に啓発や教育に関して力を入れていくべきだと思う。

委員：障がい者や高齢者の生活基盤、災害時の相談窓口の設置について、避難所や地域イベントに合わせた「出向く相談窓口」の機会を広げていただきたい。また、災害時の障がい者・要支援者の避難支援については、結果として10年前（熊本震災等）から学んだはずの教訓が、いざというときに活かされていない現実があり、地域の人たちが顔の見える関係を普段から作り、お互いに助け合える体制を整えておくことが、いざというときに命を守ることに繋がるため、市としても引き続きこの部分の避難計画の推進をお願いしたい。

会長：普段からの「顔の見える関係性」をどう作るかが、災害時にも非常に大きな意味を持つ。

会長：デジタルシフトについて、幅広く情報を届けていくということになった時に、若年層や外国籍の方は紙媒体よりデジタル情報発信の方が慣れている。従来の発信と同時に別の媒体、届きやすい媒体で届けていくことが大切だと思う。相談事業も、直接窓口の他に、オンラインでの相談などをすると、相談件数が激増するわけではないが、幅広く相談が来たり、目にとまることも多くなる。デジタルシフトを図っていった方が幅広い方に届きやすいと思うので、より拡充していただければ実効性が高まると思う。

副会長：外国人の人権に関して、先日、地域で外国人を対象とした人権学習会および交流会を開催した。ベトナム出身の方に講師になっていただき、ベトナムの食文化の体験をセットで行ったところ、普段より多くの参加者があり、好評であった。こうした「知りたい」「食べてみたい」という市民の身近な興味・ニーズを切り口にすることで、人権や多文化共生への学びの場はぐっと広がり、顔見知りの関係が生まれる。

技能実習生等の外国人を企業がアパート等にまとめて住ませる際、地元の自治会や地域住民との繋がりがなく孤立してしまうケースが多く見られ、近所で見かける外国人に「怖そう」といった先入観を抱いてしまう高齢者もいるため、こうした身近なイベントを通じて地域との接点や顔の見える関係を作っていくアプローチが本当に大切だと感じている。

会長：ベトナムの食文化をフックにした交流イベントで、普段届かない層までたくさん集まったというのは非常に素晴らしい事例である。普段からの「顔の見える関係性」を築く好例であり、熊本での震災の際も、ベトナム人実習生が地域の人を救出した事例があったが、それは日頃から顔を知っていたからこそ迅速に動けたと言われている。

委員：インドネシアの方が泥棒したというようなデマが拡散していた。関連のあった会社の説明によりデマであることがわかったが、発信することは、その内容の正誤について確認が求められる。

委員：外国籍の子どもたちの教育についても課題を感じている。十分なサポートを受けられないまま、ひらがなの読み書きが十分にできない状態で入学してくる外国籍の子どもたちもいる。また、一部の家庭では「子どもは高校に進学させなくても良い」「余裕がない」といった状況も見られ、親の生活困窮や言語の壁が、そのまま子どもの教育機会の格差、貧困の連鎖を招いてしまう懸念がある。彼らが地域に馴染み、将来の選択肢を広げられるような、教育面や親への生活支援も含めた包括的な手助けが必要だと感じている。

副会長：外国籍や日本語の話せない子どもたちを受け入れる学校現場の対応については、市としても非常に力を入れており、指導員の教師を配置するなど手厚い支援体制をとっていると聞いている。近江八幡市の素晴らしい取り組みとして「ワールドアミーゴクラブ」の活動があり、これは市民や教員、行政職員がボランティアとして土曜日の午前中に金田コミュニティセンター等で、日本語が十分でない外国籍の子どもたちの学習支援や宿題のサポート、さらには中学生の進路指導を行う活動をしており、こうした民間の力を活かした先進的な活動が市内で無償で行われていることを、知らない人は全く知らないし、学校の教員たちの間でも実はまだ十分に知られていなかったりする。こうした素晴らしい取り組みをもっと広め、市全体で子どもたちをサポートしていく体制を強化していただきたい。

会長：啓発的なことだけではなく、教育を受ける権利を子どもたちにどう保障していくのか、人権に関わる部分をどのように底上げしていくのかは、どこでも課題だと思う。

教育支援については事業として枠組みがしっかりあるのだから、実効性を高めていく必要がある。子どもがヤングケアラー的に親の支援をしなければならない状況は、親の生活を支えるような何かがないと子どもたちにしわ寄せが行くので、課題はいろいろあるとは思いますが、学校教育課だけの話ではない。

進捗状況調査として、計画に関してどのような事業が行われ、それぐらい進捗がなされ、課題はどのくらいかというチェックをすることは非常に重要なことであるので、チェックしただけで満足することなく、課題をクリアにしていけるようにそれぞれの部局等でしっかり取り組んでいただければと思う。

(2) 人権擁護に関する施策の基本計画策定について(案) 資料3～資料6

事務局資料に基づき説明

<質疑・応答>

会長：資料3の目次の改定で、新しく1章と2章を再編成するような形でご提案いただいたが、前回の計画は意識調査の結果をそれぞれのパートに組み込むような形にしていたものを、今回は1章の3のところに入れてしまうということだが、1章の3で概要的な部分を一度述べて、基本計画の中にもそれぞれ言及していくという形になるのか。

事務局：お見込みのとおり。

会長：資料6の基本理念について、基本理念を設けるのは非常に重要だと思うが、これはどこから出てきたのか。計画の基本理念なので、例えばその総合計画マスタープラン等と関連付けられているのかどうか。

事務局：理念については、現行の基本計画の基本理念の部分を基盤にして作成しているので、前回と似通ったものになっている。今回はより見やすい感じにしたいという思いがあり、理念として1つ掲げて、その後に3つのアプローチを掲げている。理念は現行のものをアレンジしたものになっており、総合計画との関連性については、リンク性はある。マスタープラン等については未確認のため、確認したい。

会長：総合計画等と関連付けておいた方が、近江八幡市の市政として反映されると思う。内容としては、素敵な理念だと思うが、そのところを確認いただければと思う。

3つ目のアプローチの「差別の解消と擁護体制」は、何を擁護するのか、最終的に人権擁護を実効的に推進するので、「人権」を入れた方がわかりやすい。

2番目の「ちがいを認め」という部分について、性別から国籍民族までであるが、これに「出身地」または「出自」といった言葉を追加してもいいのではないか。

事務局：ご意見の部分について、文言追記する。

委員：3つのアプローチという表現がちょっと柔らかい気がする。もっと強い表現でもいいと思う。

委員：アプローチという表現に私もちょっと違和感がある。どういう言い方がいいのか。

事務局：強く表現にするのか、柔らかい表現にするのかは悩んだところである。例えば「重点事項」とするとかなり固いイメージになるが、それが最適なのかどうなのか、わかりかねた部分もあったので、もう少し柔らかい、親しみやすい切り口で示したところではある。

委員：基本的な考え方と示しているので、強く示してもいいのでは、という気はするが。

事務局：「重点目標」では、どうか。

委員：3つ目の「部落差別をはじめとする」を、「あらゆる差別」だけでもよいのでは。

事務局：元の基本計画の基本理念の中で同和問題について特化して記載しているので、そこを残すためにその表現を用いた。また、市民意識調査の結果から、市民の避忌意識が未だ多く存在することが明らかになっており、前回調査でも同様であったことから、何らかの形で表現を残すべきという思いもあり、あえて「部落差別」という言葉を用いている。

3つ目を「あらゆる差別」から始めて、下段の説明書きのところでそのまま「部落差別」の記載をさせてもらうような形で良いとは思う。

会長：基本理念が最初にある、その基本理念を実現するための重点的な方法は、下の3つということで、目標なのか、行動推進なのか。文章にすると、「基本理念を実現するために、以下の3つを重点的に推進します」ということで、これを要約するとどう表現できるか考えたい。

前回計画にて記載のあった「国際的な視点に立った」っていうものの継続して記載してほしい。

人権推進というのは近江八幡市だけの話ではなく、国際社会全体で推進していくことなので、「国際的な水準にたった人権実現のための取り組み」の文言は、除かない方がよい。

「多文化共生」という言葉についても、行政的・市民的に「多文化共生」という言葉は使われてきた歴史があるので、どこかに反映させてもらった方がよい。

事務局：基本理念に紐づく文言や、国際的な視点・多文化共生という位置付けについては、ご意見を反映して再度調整する。

会長：お気づきの点があれば、適時ご意見等をいただければと思うが、計画の詳細等については次回以降検討していくことになる。今回審議いただいた部分に関してはそれらの意見を反映した修正や追記等を事務局にお願いしたい。

4. その他

事務局からは特になし

会長：協議事項について全て終了。進行を事務局へ返す。

事務局：会議の終了にあたり、課長閉会挨拶

- 委員：嫁姑問題・家の意識がもたらす社会的影響、地域コミュニティ（自治会等）における男尊女卑の風潮、「よそ者」や「養子」に対する排除的な意識はまだ根強く残っている。
- 委員：他県からこちらの地域に移ってきた立場として、同和問題（部落差別）に対する地域の意識の難しさを感じることがある。在職中に労働基準監督署などの主催で、企業を対象にした差別解消に関する講習会が広く行われており、企業にとっても非常に強く意識付けられる機会になっていた。障がい者への偏見や同和問題（部落差別）など、現代社会においては差別が解消されたように見えても、実際には根深く潜伏している実態があるように思う。